【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成30年7月6日

【発行者名】 UBS(Lux)エクイティ・シキャブ

(UBS (Lux) Equity SICAV)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ

トーマス・ローズ (Thomas Rose)

メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ

トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、

J.F.ケネディ通り33A

(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of

Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

UBS(Lux)エクイティ・シキャブ

- エマージング・マーケッツ・ハイ・ディビデンド(米ドル)

- ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド (ユーロ)

- ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド (ユーロ)

- USトータル・イールド(米ドル)

(UBS (Lux) Equity SICAV

- Emerging Markets High Dividend (USD)

- European High Dividend (EUR)

- European Opportunity Unconstrained (EUR)

- US Total Yield (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

エマージング・マーケッツ・ハイ・ディビデンド(米ドル)

クラスP・acc投資証券

ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド (ユーロ)

クラスP-acc投資証券

クラス (米ドル) P - a c c 投資証券

ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド (ユーロ)

クラスP-acc投資証券

クラス (米ドル・ヘッジ) P-acc投資証券

USトータル・イールド(米ドル)

クラスP-acc投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

エマージング・マーケッツ・ハイ・ディビデンド(米ドル)

クラスP-acc投資証券

9億7,950万米ドル(約1,104億円)

ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド (ユーロ)

クラスP-acc投資証券

15億1,110万ユーロ(約2,007億円)

クラス (米ドル) P - a c c 投資証券

13億4.740万米ドル(約1.519億円)

ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド (ユーロ) クラス P - a c c 投資証券

18億2,100万ユーロ(約2,419億円)

クラス (米ドル・ヘッジ) P-acc投資証券

13億5,830万米ドル(約1,531億円)

USトータル・イールド (米ドル) クラスP-acc投資証券

16億6,260万米ドル(約1,874億円)

- (注1)上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2017年9月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(エマージング・マーケッツ・ハイ・ディビデンド(米ドル)クラスP-acc投資証券については97.95米ドルに1,000万口、ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)クラスP-acc投資証券については151.11ユーロに1,000万口、クラス(米ドル)P-acc投資証券については134.74米ドルに1,000万口、ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)クラスP-acc投資証券については182.10ユーロに1,000万口、クラス(米ドル・ヘッジ)P-acc投資証券については135.83米ドルに1,000万口、USトータル・イールド(米ドル)クラスP-acc投資証券については166.26米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)。
- (注2)米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2017年9月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の 対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.73円および1ユーロ=132.85円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年11月30日に提出した有価証券届出書(2017年12月22日付および2018年2月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2018年6月25日付で、ファンドの営業日の定義および資産の評価等に関する事項等が修正され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

- 第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)
 - (5)発行(売出)価格

<訂正前>

営業日(「注文日」)の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時(「締切時間」)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>リミテッド</u> ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services Ltd, Luxembourg Branch)(「管理事務代行会社」)に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格。

- (注1)発行価格は、下記(10)記載の申込取扱場所に照会することができる。
- (注 2) 2017年10月 1 日付で、ルクセンブルグおよびスイスにおける U B S アセット・マネジメントのファンド事務管理業務部門は、ノーザン・トラスト・コーポレーションに買収された。

管理会社は、本取引について適切に通知を受けており、その結果、管理会社は、自らが運用するファンドについて、UBSファンド・サービシズ (ルクセンブルグ)エス・エイの後任としてノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>リミテッド</u>ルクセンブルグ支店に管理事務代行業務を委任し、2017年10月1日付で、ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>リミテッド</u>ルクセンブルグ支店がファンドの管理事務代行会社となった。以下同じ。

<訂正後>

営業日(「注文日」)の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時(「締切時間」)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>ピーエルシー</u> ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services <u>PLC</u>, Luxembourg Branch)(「管理事務代行会社」)に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格。

- (注1)発行価格は、下記(10)記載の申込取扱場所に照会することができる。
- (注2)2017年10月1日付で、ルクセンブルグおよびスイスにおけるUBSアセット・マネジメントのファンド事務管理業務部門は、ノーザン・トラスト・コーポレーションに買収された。

管理会社は、本取引について適切に通知を受けており、その結果、管理会社は、自らが運用するファンドについて、UBSファンド・サービシズ(ルクセンブルグ)エス・エイの後任としてノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・ピーエルシー ルクセンブルグ支店(当時の商号:ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・リミテッド ルクセンブルグ支店)に管理事務代行業務を委任し、2017年10月1日付で、ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・ピーエルシー ルクセンブルグ支店がファンドの管理事務代行会社となった。以下同じ。

(8)申込期間

<訂正前>

(前略)

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(12)払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注)申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

<訂正後>

(前略)

訂正有価証券届出書(外国投資証券)

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(12)払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

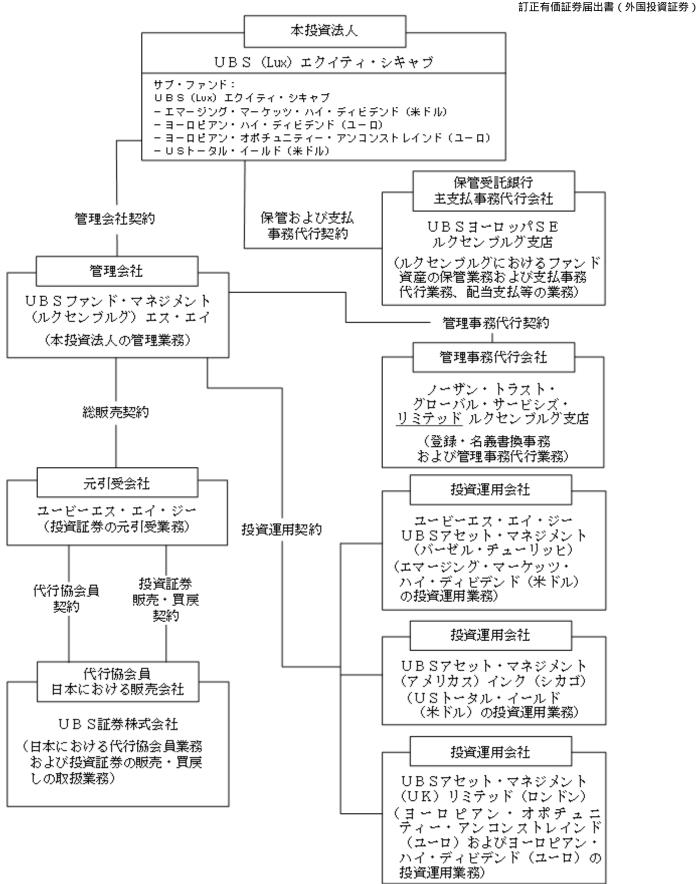
(注)申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況

- 1 外国投資法人の概況
 - (3)外国投資法人の仕組み

<訂正前>

a.ファンドの仕組み

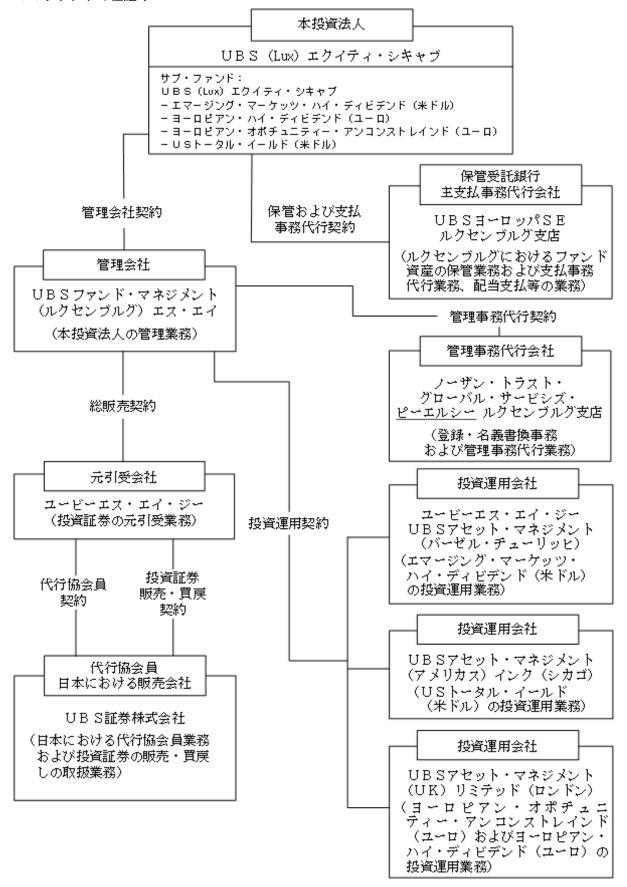


b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要		
(中略)				
ノーザン・トラスト・	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約		
グローバル・サービシズ・		(2017年10月 1 日効力発生) ^(注 3)		
<u>リミテッド</u> ルクセンブルグ支店		│ │を締結。ファンドの登録事務・名義書		
(Northern Trust Global		 換事務代行および投資証券の純資産価		
Services <u>Ltd</u> , Luxembourg		格の計算等の管理事務について規定し		
Branch)		ている。		

<訂正後>

a.ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要		
(中略)				
ノーザン・トラスト・	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約		
グローバル・サービシズ・		(2017年10月1日効力発生) ^(注3)		
<u>ピーエルシー</u> ルクセンブルグ		 を締結。ファンドの登録事務・名義書		
支店		 換事務代行および投資証券の純資産価		
(Northern Trust Global		格の計算等の管理事務について規定し		
Services <u>PLC</u> , Luxembourg		ている。		
Branch)				

(後略)

4 手数料等及び税金

(3)管理報酬等

<訂正前>

(前略)

本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管 受託銀行のすべての職務(本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見 書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、次 の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。すな わち当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払 われる(上限定率管理報酬)。関連する上限定率管理報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで 請求されない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。すなわち当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率管理報酬)。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための費用が含まれる。関連する上限定率管理報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。

EDINET提出書類 UBS(Lux)エクイティ・シキャブ(E30637) 訂正有価証券届出書(外国投資証券)

6 手続等の概要

<訂正前>

販売手続等

(前略)

申込期間

(中略)

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、前記「第一部 証券情報(12)払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注)申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(中略)

買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。

(後略)

<訂正後>

販売手続等

(前略)

申込期間

(中略)

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、前記「第一部 証券情報(12)払込取扱場

UBS(Lux)エクイティ・シキャブ(E30637)

訂正有価証券届出書(外国投資証券)

所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注)申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(中略)

買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

海外における販売手続等

(中略)

投資証券は記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への乗換えは要求されない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリーム<u>およびユーロクリア</u>のような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

(中略)

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、個々の法定外休日 およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、ファンド払込日(申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目)までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上0.001口単位とする。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

海外における販売手続等

(中略)

投資証券は記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への乗換えは要求されない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

(中略)

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、ファンド払込日(申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目)までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上0.001口単位とする。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

(前略)

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本

訂正有価証券届出書(外国投資証券)

における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

(後略)

4 その他

<訂正前>

投資証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。この項において「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日)をいい、ルクセンブルグの法定外休日<u>および</u>サブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日またはサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。

(後略)

<訂正後>

投資証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。この項において「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日またはサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。

(後略)

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1)資産の評価

<訂正前>

() 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格 および乗換価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの参照通貨で表示され、各ファンド営業 日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証 券クラスに関する投資証券の数で除して計算する。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券が発行または買戻しを行う毎に変化する。かかる割合は、かかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの発行済み投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の比率に従って算定される。

() 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格 および乗換価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの参照通貨で表示され、各ファンド営業 日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関する投資証券の数で除して計算する。ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券が発行または買戻しを行う毎に変化する。かかる割合は、かかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの発行済み投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の比率に従って算定される。

(後略)

第4 関係法人の状況

- 2 その他の関係法人の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>リミテッド</u> ルクセンブルグ支店 (「管理事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>リミテッド</u>の資本金は、2018年2月末日現在、142,300,000ユーロ(約187億円)である。なお、ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>リミテッド</u> ルクセンブルグ支店に資本金はない。

b . 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>リミテッド</u>は、英国の法律に基づき設立された 会社である。同社は、保管およびカストディ業務、投資信託の管理業務およびその他の形態による 金融業務(貸付、証券貸付および銀行としての金銭の保有を含む。)に注力している。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>ピーエルシー</u> ルクセンブルグ支店 (「管理事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>ピーエルシー</u>の資本金は、2018年2月末日現在、142,300,000ユーロ(約187億円)である。なお、ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・ピーエルシー ルクセンブルグ支店に資本金はない。

b . 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>ピーエルシー</u>は、英国の法律に基づき設立された会社である。同社は、保管およびカストディ業務、投資信託の管理業務およびその他の形態による金融業務(貸付、証券貸付および銀行としての金銭の保有を含む。)に注力している。

(2)関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>リミテッド</u> ルクセンブルグ支店 ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>リミテッド</u> ルクセンブルグ支店は、ルクセンブル グ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業 務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>ピーエルシー</u> ルクセンブルグ支店 ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・<u>ピーエルシー</u> ルクセンブルグ支店は、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

(後略)

交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

	営業日(「注文日」)の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時(「締切時
	間」)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・ <u>リミテッド</u> ル
お申込価格	クセンブルグ支店(Northern Trust Global Services <u>Ltd</u> , Luxembourg
	Branch)(「管理事務代行会社」)に登録された場合、その日の締切時間後に
	計算した純資産価格。

(後略)

<訂正後>

(前略)

	営業日(「注文日」)の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時(「締切時
	間」) までにノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ・ <u>ピーエルシー</u>
お申込価格	ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services <u>PLC</u> , Luxembourg
	Branch)(「管理事務代行会社」)に登録された場合、その日の締切時間後に
	計算した純資産価格。